

平成 2 1 年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第 3 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第 3 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道敷設事業	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	2,000,000千円

平成 2 2 年 2 月 9 日 提出

さいたま市長

清 水 勇 人